

令和5年度健全化判断比率等の公表について

令和6年9月24日総務部企画財政課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、美唄市の令和5年度決算における財政指標を公表いたします。

公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率及び⑤資金不足比率の5指標です。

健全化判断比率

(単位：%)

指標の名称	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準	〈参考〉 令和4年度
実質赤字比率	—	13.58	20.00	—
連結実質赤字比率	—	18.58	30.00	—
実質公債費比率	11.0	25.0	35.0	11.6
将来負担比率	74.2	350.0		76.5

※「—」は実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和5年度	経営健全化基準	〈参考〉 令和4年度
病院事業会計	—	20.0	—
水道事業会計	—	20.0	—
工業用水道事業会計	—	20.0	—
下水道事業会計	—	20.0	—

◎財政の早期健全化について

4つの健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告しなければならないこととされています。

◎財政の再生について

4つの健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合は財政再生団体となり、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債の借入ができないこととされています。

◎公営企業の経営健全化について

資金不足比率が経営健全化基準以上になった公営企業会計は、その経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならないこととされています。

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「実質赤字比率」です。

普通会計の実質赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、令和5年度決算では、実質収支額が5億3,999万6千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されませんでした。

② 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、美唄市全体での赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものが「連結実質赤字比率」です。

美唄市には、普通会計のほかに国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、介護サービスといった特別会計、市立美唄病院、水道、工業用水道、下水道といった企業会計がありますが、各会計の黒字・赤字の合計が赤字となった場合に、その額が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、令和5年度決算では、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

③ 実質公債費比率

借入金の返済額及び借入金に準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものが「実質公債費比率」です。

普通会計が支払わなければならない元利償還金や債務負担行為の一部など元利償還金と同様の性質がある経費、特別会計・企業会計の元利償還金に対する普通会計の繰出金などの合計額が、標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るもので、3か年の平均値で表します。令和5年度決算における実質公債費比率は11.0%となり、令和4年度から0.6ポイント低下しました。

【主な要因】

単年度で見た場合、普通会計の元利償還金が約2,800万円増加したことにより、実質公債費率が約1.4ポイント増加しておりますが、3か年平均では0.6ポイント減少となりました。

(令和3年度：11.8% 令和4年度：9.9% 令和5年度：11.3% 3ヶ年平均：11.0%)

【今後の対策】

実質公債費比率の早期健全化基準25.0%を下回っていますが、引き続き普通交付税算入率が低い市債の新規発行を抑えながら実質公債費比率の低下を図ります。

④ 将来負担比率

普通会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものが「将来負担比率」です。

美唄市が将来負担しなければならないものには、元利償還金残高のほか、債務負担行為、退職手当の支給予定額や、特別会計・企業会計の元利償還金残高のうち普通会計が繰り出すもの、さらには第三セクター等の負債のうち損失補償契約をしているものなどがあります。これらが標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものが将来負担比率であり、令和5年度決算における将来負担比率は74.2%となり、令和4年度から2.3ポイント低下しました。

【主な要因】

ふるさと納税の増加により、将来負担に備えるため基金積立を行ったことから、充当可能基金の残高が約1億1,400万円増加したことが主な要因です。

【今後の対策】

将来負担比率の早期健全化基準350.0%を下回っていますが、引き続き普通交付税算入率が低い市債の新規発行を抑えるほか、職員採用の抑制による退職手当支給予定額の低減などにより、将来負担比率の低下を図ります。

⑤ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である営業収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

美唄市では、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計が対象ですが、令和5年度決算における資金不足は算定されませんでした。